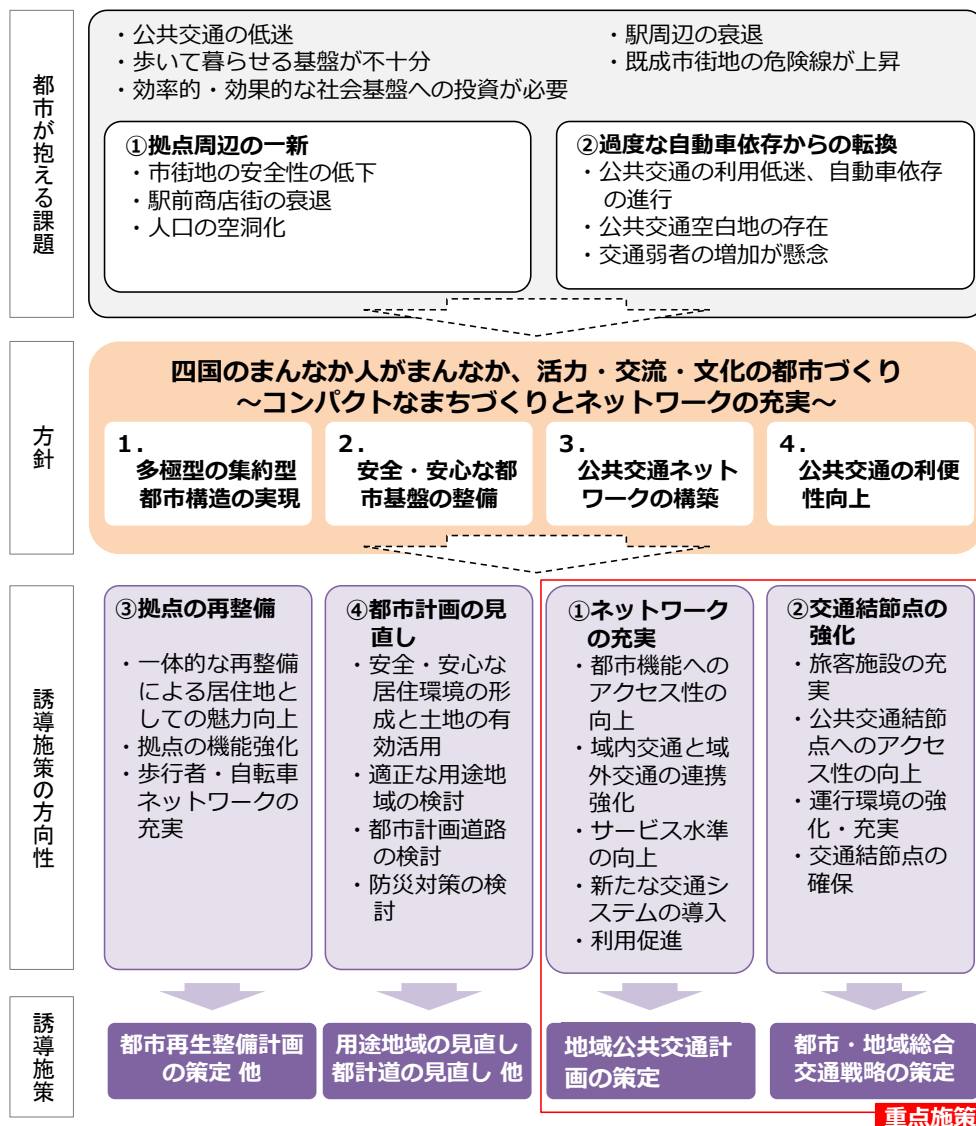


第7章 誘導施策

1. 誘導施策の設定

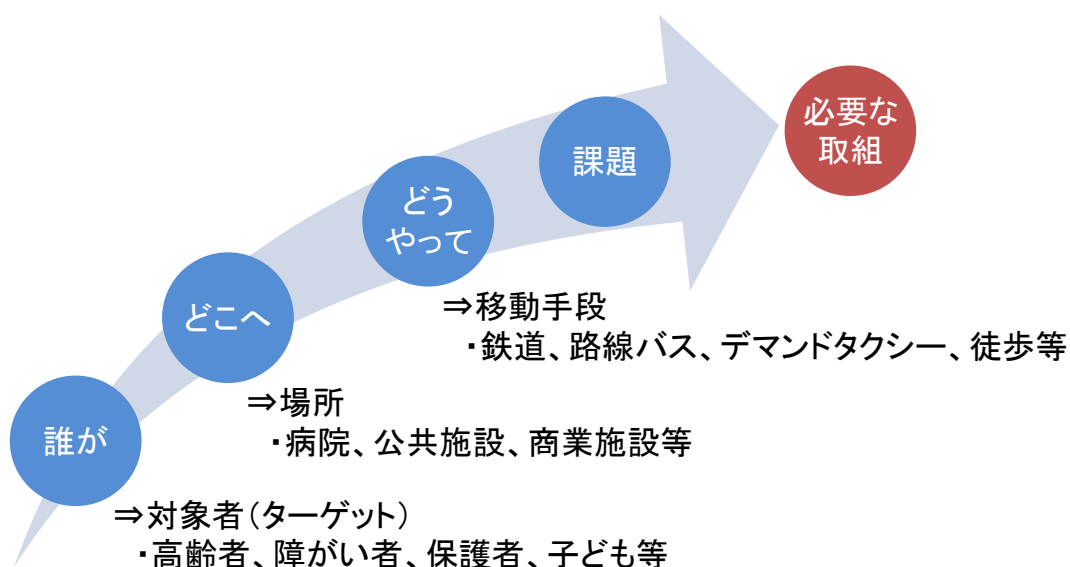
(1) 基本的な考え方

- ・ 基本理念「四国のまんなか人がまんなか、活力・交流・文化の都市づくり～コンパクトなまちづくりとネットワークの充実～」による多極ネットワーク型のコンパクトシティの実現に向け、4つのまちづくりの基本方針に基づき、居住や都市機能の誘導を図るため誘導施策を設定します。
- ・ 誘導施策を計画的に実施し、将来にわたって生活利便性が維持・確保されるよう取り組みます。



(2) 重点施策の位置づけ

- 本市は合併前の旧市町の中心部周辺や三島川之江 IC 周辺において都市機能が一定程度集積しているものの、居住地は拡大しています。そのため、自動車に依存したライフスタイルとなるとともに、公共交通の利用は低迷しており、コンパクトなまちづくりを進める上で大きな課題となっています。
- そのため、誘導施策において公共交通ネットワークの充実や交通結節点の強化を図ることが本市において最も重要であることから、それらを重点施策と位置づけ、積極的に取り組めます。
- 重点施策の検討にあたっては、“誰が” “どこへ” “どうやって” 移動するかという視点から課題を抽出し、必要な取組を検討しました。検討過程で出された意見は参考資料にてとりまとめています。



対象者（例）
高齢者、障がい者、保護者、子ども、通勤者、歩行者、自転車

※移動手段に困っている！

高齢者・障がい者 ⇒ 病院に行きたい・買い物に行きたい
保護者 ⇒ 検診を受けに行きたい
子ども ⇒ 市民文化ホールに行きたい・映画館に行きたい
通勤者 ⇒ 渋滞を避けたい・飲み会がある
歩行者・自転車 ⇒ 安全に歩行・通行できる道がほしい

理想の行動

デマンドタクシーやコミュニティバス等の公共交通を利用して
誰もが行きたい時に行きたい場所へ行けるようになる

プロセス・定性目標

地域公共交通計画（ソフト）の策定、都市・地域総合交通戦略（ハード）
の策定、都市再生整備計画の策定

プロセス・定量目標

道路、歩道に対する不満度 H24年度51.5% → H31年度34.5%

結果・定量目標

通勤・通学における交通手段分担率のうち自家用車の占める割合等

結果・定性目標

理想の行動が実現した結果、都市の利便性が確保され、住みやすいと感
じられる。

重点施策のストーリー

(3) 誘導施策

①ネットワークの充実（重点施策）

- ・本市には鉄道や路線バス、デマンドタクシー等の公共交通が運行しています。しかし、基幹的な公共交通である鉄道及び路線バスについては利用者が低迷しており、また徒歩においてそれらの利用が困難な地域（公共交通空白地）に居住が広がっています。
- ・将来にわたって生活利便性を維持・確保するためには、高齢者をはじめとした交通弱者などの移動手段の確保が必要であるとともに、市民文化ホールなどの多様な都市機能を結ぶネットワークづくりが必要です。
- ・そこで、既存の公共交通網の充実や新たなネットワークの検討など地域公共交通網に関する総合的なあり方を検討するため、地域公共交通計画の策定を行います。
- ・なお、具体の事業については、本計画の検討段階で出された課題を踏まえて検討することとします。

誘導 施策

・地域公共交通計画の策定

<検討課題>

■主要な都市機能へのアクセス性の向上

- ・将来にわたって生活利便性を維持・確保していくため、主要な都市機能へのアクセス性を向上させることが必要です。
 - 市民文化ホール、紙産業技術センター等へのアクセスの検討
 - 主要な生活サービス施設へのアクセスの検討

■域内交通と域外交通の連携強化

- ・市外への移動の利便性向上を図るとともに域内交通の活性化を図るため、域外交通との連携を強化することが重要です。
 - 鉄道、路線バス、高速バスの乗り継ぎ強化の検討

■公共交通のサービス水準の向上

- ・既存の公共交通の利用を促すため、社会情勢の変化や利用者のニーズを踏まえつつ、交通事業者との連携のもと公共交通のサービス水準を向上させることが必要です。

（鉄道）

- 交通事業者との連携による運行本数・ダイヤ改正の検討
- 新たな鉄道駅の検討

(路線バス)

- 交通事業者との連携によるバス路線の見直し・ダイヤ改正の検討
- NO 運賃デーやノーマイカーデー等による利用機会創出の検討
- 効率的なバス運行に向けた検討（車両の小型化）
- 路線バスの定時性の確保の検討

(デマンドタクシー)

- 予約型の乗合方式で、バス停乗降型の「路線バスリレー便」の運行の検討
- 乗り継ぎの簡素化、広域運行の検討
- 予約方法、事前登録等の利便性の改善検討
- 増便や利用料の見直しの検討
- デマンドタクシーの定時性の確保の検討

■新たな交通システムの導入検討

- ・公共交通の空白地を解消し、よりきめ細やかな公共交通網を形成するため、既存の公共交通との連携を図りつつ新たな交通システムの導入を検討することが必要です。
- コミュニティバスの導入の検討
- 地域や企業等との協働による交通システムの導入の検討
- 新幹線の導入に向けた関係機関への要望の検討

■利用促進方策の検討

- ・公共交通への理解を深めるとともに、利用方法やその利便性の周知を図るなど、利用促進方策について検討することが必要です。
- 高齢者への回数券購入補助制度の維持・充実の検討
- デマンドタクシーの利用方法や利便性の周知（市 HP やコスモステレビ等）の検討

■持続可能な公共交通の方策検討

- ・公共交通の利用者数が低迷する中、将来にわたって市民の移動手段を確保するため、持続可能な公共交通の方策を検討することが必要です。
- 民間事業者との連携の検討
- 地域が支える公共交通のあり方の検討（病院や店舗等の運行目的地先からデマンドタクシー運行への協賛募集等）

■福祉サービスとの連携

- ・多様な福祉サービスと連携を図り、自ら自動車を運転しなくても移動しやすい体制を整えることが重要です。
- 高齢者等による運転免許証の自主返納者への公共交通利用の支援に向けた方策の検討（回数券の配布等）
- 高齢者福祉サービスとの連携の検討
- 障がい者等への割引制度の導入の検討

②交通結節点の強化（重点施策）

- ・鉄道や路線バスなどの基幹的な公共交通は、沿線人口の減少等に伴ってさらなる利用者の減少が想定され、その維持が困難となる恐れがあります。
- ・さらに、既存の公共交通結節点である鉄道駅等の施設が老朽化しているとともに、利用者ニーズに十分に対応したものでない状況にあります。
- ・将来にわたって生活利便性を維持・確保するためには、公共交通結節点における施設の充実や周辺の整備による利便性の向上が必要となっています。
- ・そこで、駅前広場の整備や駅舎のバリアフリー化、周辺のアクセス道路の整備等の総合的な交通に関する整備方針を検討するため、都市・地域総合交通戦略の策定を行います。
- ・なお、具体の事業については、本計画の検討段階で出された課題を踏まえて検討することとします。

誘導 施策

・都市・地域総合交通戦略の策定

<検討課題>

■旅客施設等の充実

- ・誰もが快適で利用しやすい公共交通サービスの提供に向けて、旅客施設等の充実を図ることが重要です。

（鉄道）

- 旅客施設のバリアフリー化の検討（エレベーターの設置、トイレの改修等）
- 利用者の利便性向上に向けた方策の検討（自由通路の整備、自動改札機の設置等）

（路線バス）

- バス待合施設の充実にに向けた検討（ベンチや上屋の設置等）
- 拠点バス停の環境改善の検討

■公共交通結節点へのアクセス性の向上

- ・公共交通の利用促進に向けて、公共交通結節点までの円滑な移動や乗り換えを確保するため、歩行者や自転車などのアクセス性を向上させることが重要です。
- 鉄道駅へのアクセス道路の整備の検討
- 駅前広場の整備の検討

■運行環境の強化・充実

- ・公共交通の円滑な運行を確保するとともに、公共交通空白地の解消や利用者のニーズに対応するため、交通結節点周辺の環境改善や新たな交通結節点の整備など運行環境の強化・充実を図ることが重要です。

- バス路線における道路網の充実に向けた検討（道路拡幅等）
- 高速バス利用者駐車場へのアクセス道路の充実に向けた検討
- 公共交通空白地の解消に向けた新たな鉄道駅の検討

■市街地環境の変化に対応した交通結節点の確保

- ・三島川之江 IC 周辺などの商業施設や住宅などの立地が進む市街地では、市街地環境の変化に対応した新たな交通結節点の確保を図ることが重要です。

- 市の玄関口となる新たな鉄道駅の検討
- 高速バスを含めた IC 周辺の交通結節点の強化の検討

③拠点の再整備

- ・本市では、合併前の旧市町の中心部や三島川之江 IC 周辺において、行政機関や商業施設などの都市機能が立地しています。
- ・一方で、中心部は古くから形成された市街地であるため、狭あい道路や建物が密集しており建替えや新たな住宅の建築が難しく、郊外での宅地化が進行しています。これにより、利便性の高い中心部の空洞化や商店街の衰退などが見られます。
- ・将来にわたって生活利便性を維持・確保するためには、利便性の高い既成市街地の一体的な再整備により居住地としての魅力を向上させ、コンパクトなまちづくりを進めることが必要となっています。
- ・現在、市街地拠点（JR 川之江駅周辺）において川之江地区まちづくり事業を進めていることから、それらの事業を進めるとともに、三島川之江 IC 周辺や JR 伊予三島駅周辺、JR 伊予土居駅周辺での拠点の再整備に向けて都市再生整備計画の策定を行います。
- ・なお、具体の事業については、本計画の検討段階で出された課題を踏まえて検討することとします。

誘導 施策

- ・都市再生整備計画の策定（三島川之江 IC 周辺、JR 伊予三島駅周辺、JR 伊予土居駅周辺）
- ・川之江地区まちづくり事業の推進

<検討課題>

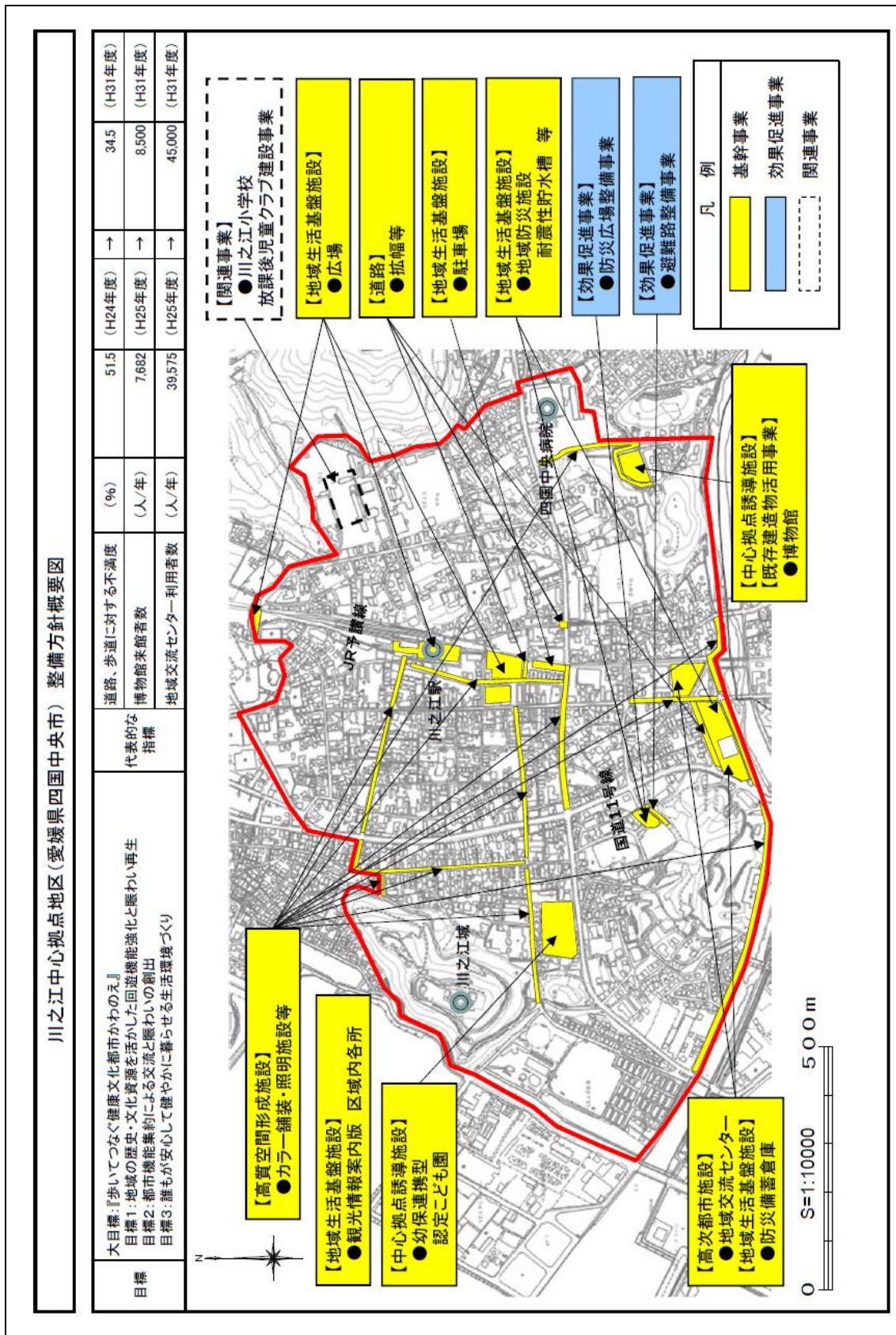
■拠点の機能強化

- ・公共交通結節点の利便性を再認識し、必要な都市機能の誘導や拠点の一体的な整備などにより、拠点の機能強化を図ることが重要です。
 - 公共施設等の複合化による地域交流センターの整備の検討
 - 拠点の一体的な整備の検討
 - 公共交通結節点の強化の検討（新たな鉄道駅、バスターミナル等）

■歩行者・自転車ネットワークの充実

- ・歩いて暮らせる利便性の高い拠点の形成に向けて、歩行者・自転車ネットワークの充実を図ることが重要です。
 - 歩道の整備、改修（バリアフリー化）の検討
 - 自転車道の設定、整備の検討

◆川之江地区まちづくり計画に位置づけた事業（誘導施策）



社会資本総合整備計画（川之江地区まちづくり計画）

基幹事業

○都市再生整備計画（川之江中心拠点地区）事業

- ・ 中心拠点誘導施設：博物館整備
- ・ 既存建物活用事業（中心拠点誘導施設）：博物館整備
- ・ 地域生活基盤施設：観光情報案内板整備
- ・ 地域生活基盤施設：広場（ポケットパーク整備、駅前広場整備）
- ・ 道路：市道、県道等のバリアフリー整備
- ・ 高質空間形成施設：市道、県道の美装化
- ・ 高次都市施設：地域交流センター整備
- ・ 地域生活基盤施設：にぎわい広場整備
- ・ 地域生活基盤施設：駐車場（栄町第1駐車場整備）
- ・ 中心拠点誘導施設：幼保連携型認定こども園整備
- ・ 地域生活基盤施設：防災備蓄倉庫（地域交流センター内）
- ・ 地域防災基盤施設：耐震性貯水槽、マンホールトイレ、かまどベンチ

効果促進事業

○防災広場整備事業

- ・ 防災広場整備

○避難路整備事業

- ・ 避難路整備

○オープニングイベント事業

- ・ にぎわい広場オープニングイベント

○情報ネットワーク設備構築

- ・ まちなか無線 LAN 構築

④都市計画の見直し

- ・用途地域の指定がない郊外部において無秩序な宅地化が進むとともに、宅地の分散によって事業用のまとまった土地の確保が困難になっています。
- ・また、公共交通の利便性が高い中心部において、狭い道路や歩道のない幹線道路が見られるなど、歩いて暮らすための基盤が不十分な状況にあります。
- ・加えて、一部の居住地においては、南海トラフ巨大地震による津波浸水や想定最大規模降雨による洪水浸水などが想定されています。
- ・将来にわたって居住地の生活利便性を維持・確保するため、用途地域や都市計画道路の見直し、防災対策等の都市計画を推進し、安全・安心で誰にでもやさしい居住環境を形成するとともに、限られた土地の有効活用を図ることが必要です。
- ・そのため、公共交通の利便性が高く一定程度の人口が集積するものの用途地域の指定がない上分町付近や寒川町付近については、地場産業の維持を図りつつ良好な居住環境の形成を図るため、住居系の用途地域や特別用途地区の指定等を検討します。
- ・また、豊岡寒川海岸線沿道については、自動車交通の利便性が良く大規模な未利用地が残されていることから、工場や商業施設等の働く場所を確保するため、工業系や商業系の用途地域の指定を検討します。
- ・都市計画道路については、長期未着手路線の廃止、緊急輸送道路など必要な道路の変更や追加を検討します。
- ・防災対策については、江之元地区の住環境整備や特別用途地区による建築規制などを実施しており、災害の危険性が高い地域で新たに検討します。

誘導 施策

- ・用途地域の見直し
- ・都市計画道路の見直し
- ・防災対策の推進

<検討課題>

■適正な用途地域の検討

- ・居住の誘導や未利用地の活用に向けて、地域の特性に応じた適正な用途地域の指定を検討する必要があります。
 - 居住の見られる用途無指定地区での用途指定（住居系の用途地域や特別用途地区等）の検討
 - 働く場所の確保に向けて工業系用途地域の指定の検討
 - 土地利用の変化に応じた用途地域の検討

■市街地環境の変化に対応した都市計画道路の検討

- ・居住地の利便性の向上や防災機能の強化等に向けて、市街地環境の変化に対応した都市計画道路を検討することが必要です。
 - 長期未着手路線の廃止の検討
 - 必要な道路の変更や追加（緊急輸送道路等）の検討

■防災対策の検討

- ・災害の危険性が高い地域において、住環境の整備や建築規制など必要な防災対策を検討します。
 - 住環境整備や特別用途地区による建築規制などの検討

⑤その他、各部局の取組

- ・多極ネットワーク型のコンパクトシティの実現に向けて、各部局での取組と連携を図りながら、一体的に取り組むこととします。
- ・なお、各部局において以下の施策(案)をはじめ、必要な取組を今後検討していきます。

《多極ネットワーク型のコンパクトシティの実現に向けた各部局の施策（案）》

■都市機能誘導区域に係る施策（案）

（公共施設等の再編及び有効活用）

- ・人口減少等の中で将来にわたって持続可能な行財政運営を実現するとともに、必要な都市機能の維持・充実を図るため、地域コミュニティに配慮しながら、公共施設等の再編や有効活用に取り組むことが必要です。

- 公共施設等総合管理計画の進行管理
- 公共施設個別施設計画の策定
- 公的不動産の有効活用

（中心市街地の活性化）

- ・拠点の魅力や賑わいの創出により多様な都市機能の誘導を促進するため、中心市街地の活性化に取り組むことが重要です。
- 商店街の振興

■居住誘導区域に係る施策（案）

（安全な居住地の形成）

- ・災害の危険性が想定される中で、安全な居住地の形成を図ることが必要です。
- 災害危険箇所の周知（各種ハザードマップの作成と公表）
- 避難所・避難場所の充実（指定避難所のバリアフリー化、福祉避難所の増設、避難所運営マニュアル作成）
- 避難体制の強化（避難行動要支援者の個別計画作成）
- 土砂災害対策の推進に向けた関係機関への要望
- 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業及び宅地液状化防止事業の推進（宅地耐震化推進事業）

（高齢者福祉の充実）

- ・高齢者が暮らしやすい居住環境の形成に向けて、高齢者福祉の充実に取り組むことが重要です。
- 健康づくりのソフト施策の推進
- 高齢者向け住宅の確保（公営住宅のグループホームへの検討）
- 高齢者の移動手段の確保

(住み替えの支援)

- ・居住誘導区域内の人口密度を維持するため、区域内への住み替えを支援することが重要です。

○居住誘導区域内への住み替えに伴う補助・支援の検討

(土地の有効活用)

- ・コンパクトな居住地の形成に向けて、居住誘導区域内における土地の有効活用を図ることが重要です。

○居住誘導区域内の農地転用の促進（土地の斡旋などの仕組みづくり）